

令和6年第1回(3月)川南町議会定例会会議録

令和6年3月12日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和6年3月12日 午前10時00分開会

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第13号 | 令和5年度川南町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第2 | 議案第14号 | 令和5年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第3 | 議案第15号 | 令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第4 | 議案第16号 | 令和5年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第5 | 議案第 6号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第6 | 議案第 7号 | 川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第 8号 | 川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第 9号 | 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第10号 | 川南町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 介護保険関係基準省令の改正に伴う関係条例の整備について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 川南町水道事業給水条例及び川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第17号 | 令和6年度川南町一般会計予算 |
| 日程第13 | 議案第18号 | 令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第19号 | 令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第20号 | 令和6年度川南町介護認定審査会特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第21号 | 令和6年度川南町介護保険特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第22号 | 令和6年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第23号 | 令和6年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第24号 | 令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算 |

- 日程第20 議案第25号 令和6年度川南町水道事業会計予算
- 日程第21 議案第26号 令和6年度川南町下水道事業会計予算
- 追加日程
第1 発議第 1号 川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理の指定につき、
地方自治法第100条による事務の調査をするための特別委員会
を設置する決議案

出席議員(13名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	8番 米田 正直 君
9番 中瀬 修 君	10番 小嶋 貴子 君
11番 三原 明美 君	12番 徳弘美津子 君
13番 河野 浩一 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	副町長	河野 秀二 君	
教育長 職務代理者	川添 健一 君	会計管理者・ 会計課長	山本 博 君
総務課長	小嶋 哲也 君	まちづくり課長	甲斐 玲 君
財政課長	川崎 紀朗 君	税務課長	米田 政彦 君
町民健康課長	谷 講 平 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
環境課長	河野 英樹 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	大山 幸男 君	建設課長	黒木 誠一 君
上下水道課長	大塚 祥一 君	教育課長	三好 益夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前10時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「議案第13号令和5年度川南町一般会計補正予算（第7号）」、日程第2「議案第14号令和5年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第3「議案第15号令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、日程第4「議案第16号令和5年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、本4議案は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、議案第13号令和5年度川南町一般会計補正予算（第7号）について、議案第14号令和5年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第15号令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第16号令和5年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての4議案です。

これらの審査に当たりましては、3月7日において執行部の説明を聴取し、慎重に審査をいたしました。全ての議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、議案ごとに報告します。

議案第13号令和5年度川南町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2億9696万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億4219万4000円にするものでございます。

繰越明許費補正は、総務費の賠償金、源泉所得税分不納付加算税及び滞納税21万2000円並びに戸籍システム改修業務委託料、戸籍への氏名振り仮名追加のための機能整備等1002万6000円、民生費の障害者相談支援事業過年度委託分補償金13万円、農林水産業費の合板・製材・集成材国際競争力強化輸出促進対策事業3億4958万2000円、教育費の川南町文化ホール・図書館複合施設非常用直流電源盤及び蓄電池交換工事1342万円をそれぞれ追加するものです。

債務負担行為補正は、ふるさと納税特産品発送事業令和5年度寄附分の限度額を4億円、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金の限度額を10億2634万5000円、川南町文化ホール・図書館複合施設指定管理料の期間を令和6年度から令和8年度まで及び限度額を2億4750万円にそれぞれ変更するものです。

また、地方債補正は、公共施設等適正管理推進事業長寿命化総務債、脱炭素化推進事業総

務債、県営事業負担金水産業債、道路新設改良事業土木債、公共施設等適正管理推進事業長寿命化土木債、学校教育施設等整備事業債及び公共施設等適正管理推進事業長寿命化教育債は、事業費の確定によりそれぞれ減額変更するものです。

宮崎税務署からの指摘は、情報の共有不足が原因であり、職員同士の情報共有を強化する意見もありました。

また、新型コロナウイルスワクチン予防接種によって、国から健康被害者認定を受けた治療に要した医療費の自己負担分の全額を国の救済措置として健康被害者に給付されました。

討論はなく、全会一致で可決であります。

議案第15号令和5年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1059万3000円を追加し、歳入歳出の総額を24億2227万2000円とするものです。

なお、国民健康保険加入者は、人口減により減少が見られました。

討論はなく、全会一致で可決であります。

議案第15号令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1519万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億2127万8000円とするものです。

後期高齢者の被保険者数は、1月末現在2,866名です。

討論はなく、全会一致で可決であります。

議案第16号令和5年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5305万3000円を減額し、総額を17億4915万4000円とするものです。

討論はなく、全会一致で可決であります。

以上で、総務厚生常任委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（児玉 助壽君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第13号令和5年度川南町一般会計補正予算（第7号）における関係予算の審査の経過と結果について報告します。

令和6年3月7日午前10時30分に審査委員会を立ち上げ、関係担当課職員の出席の下に慎重に審査しました。

原案は、令和5年度に上程された本町事業予算の執行実績・結果を表すもので、おおむね執行残、入札残等の減額になっており、職員の経費削減努力の跡が見えるとともに、適正に執行されており、討論、採決の結果、全会一致で原案どおり認め可決しました。

なお、審査の過程において、次のような意見、要望があったので、報告します。

まず、環境課関係、歳入13款使用料及び手数料2目手数料1節保健衛生手数料、狂犬病予防注射手数料については、昨年12月までの接種率は、昨年打っている頭数に対する割合として9割打っているが、登録頭数に対する割合は70.6%と低くなるとのことでした。西都児湯

地域では、本町が一番接種率が高いとの説明であったが、狂犬病は極めて致死率の高い感染症であるから、その危険度を広く啓発し、接種率ほぼ100%にすべきとの意見がありました。

建設課関係の使用料及び手数料1項使用料5目土木使用料3節住宅使用料、町公営住宅家賃150万円の減額は、空き家戸数増加によるもので、人口減少の要因や住空間環境変化、社会背景等を考察し、時代のニーズに合った公営住宅政策を構築すべきとの意見がありました。

運動公園野球場改修工事に伴う管理等業務委託料170万円減額は、野球場内のダグアウトの建築確認申請手続以外の業務を建設課職員で行ったためと説明であったが、職員のできる業務なのになぜ業務委託するのか。職員のできる業務は職員に任せれば職員の能力向上と町費節減になる。一石二鳥とはこのことだとの意見がありました。

産業推進関係の持続可能な農業のための青年農業者支援事業補助金466万1000円の減額は、対象者減が主な理由であります。本事業は40歳以下で消防団等地域貢献活動をしていることが条件に、補助率上限50万助成するものの、今年度で終了するものでありますが、人口が減少し消防団の担い手不足が顕著になっており、対象産業枠を広げるとともに補助額上限を上乗せし、Uターン移住者を呼び込み、都会での就業経験を生かした企業活動に助成し、地域貢献活動の担い手を育成するためにもと本事業の継続を熱望する意見がありました。

農地課関係の農村環境の保全整備、地元管理水利施設の維持管理、多面的機能支払事業交付金1420万7000円の減額は、実績見込みによるものであるが、本事業は過去の土地改良事業で設置された素掘りの水路の草刈り等長寿命化整備をボランティア的に行う振興班や地域グループに、必要経費を国2分の1、県4分の1、町4分の1、100%交付する事業である。広く啓発・活用し、農地の長寿命化を図るべきとの意見がありました。

以上で、文教産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論、採決は議案ごとに行います。

議案第13号令和5年度川南町一般会計補正予算（第7号）について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号令和5年度川南

町一般会計補正予算（第7号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号令和5年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号令和5年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって議案第15号令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号令和5年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号令和5年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5「議案第6号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について」を議題とします。

なお、議案第6号に対する監査委員の意見につきましては、お手元にお配りしてあるとおりであります。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6「議案第7号川南町番号法に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案（第7号）は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7「議案第8号川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8「議案第9号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9「議案第10号川南町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10「議案第11号介護保険関係基準省令の改正に伴う関係条例の整備について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11「議案第12号川南町水道事業給水条例及び川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第12「議案第17号令和6年度川南町一般会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第17号令和6年度川南町一般会計予算について質問いた

します。

最初、議案質疑に当たる前に、一言言わせていただきます。

本議会会期について開かれた議運では、当初予算を骨格予算にする時間がないということから、町長不在でも提出されました。本来なら、所管する課の予算については質疑は控えるところでしょうが、町長の町政運営にも基づく予算も考えられることから、副町長により答弁いただくこともあろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

質疑いたします。

まず、2款総務費1項総務管理費で、60ページになります。町政施行の日記念事業とあります。昨年70周年を開催したと思いますが、今年は何をどうされるのか、この予算49万9000円計上されております。

それから、68ページの公用車の300万円の内訳。

それから、70ページ、高等学校就学、1人当たりの金額が例年どおりなのか、これは2778万円ですね。

それから、84ページ、自治公民館活動交付金、この増額の内訳。これは、昨年度は2662万円でしたが、今年度は3519万1000円となり、857万1000円の増額となっております。この増額の内訳と、館長手当増額に至った経緯をお知らせください。

それから、3款民生費1項社会福祉費、104ページです。社会福祉協議会補助金ですが、昨年5856万円から、6年度は3736万700円と2119万3000円の減額となっております。この大きく減額した理由をお教えてください。

それから、7款商工費1項商工費です。160ページです。商工会経営振興費補助金、減額、昨年600万から500万の減額です。町長は、去年の町政運営方針でも、軽トラ市や夜市の応援が必要とあっておりますが、商工会の補助金を100万円削った経緯を教えてください。

それから、162ページ、企業誘致支援業務委託料、業務の委託、これ996万6000円上がっておりますが、どのようなことを考えていらっしゃるのかお伺いします。これは、副町長にお願いします。

164ページ、地域活性化拠点施設指定管理料、通称P L A T Z（ぷらっつ）とありますが、これが昨年の500万から600万円の増額の理由を教えてください。

それから、8款土木費2項道路橋梁費です。これ、いろいろあるんですけども、172ページの町道舗装、路肩、側溝及びその他補修工事4420万円、同じく緊急対応工事請負金、二ツ橋4000万円という緊急ということで、詳細の中ではその他と書いてありますが、このような大きい事業の場合は、確定した道路があるのかと、補修する、緊急に対応するものが。これの予算のほうで基金を取り崩したという形になっているのか分かりませんが、本来このような道路を造る場合は、国、県とかの事業を活用して予算計上するのではないかなと思っておりますので、このあたりも何か思いがあればお教えてください。

それから、174ページ、スマートインターチェンジ基本計画策定業務委託料2500万円です。

これも、副町長のほうにちょっと伺います。スマートインター設立の実現性など、業務委託、この内容を伺います。

それから、3項都市計画費、176ページ、タクシー利用料金助成事業732万円ございます。これは同僚議員がよく質問されており、私も以前は高齢者の足の確保でタクシーの補助と言ったことがあるので、非常にこの事業はいろいろ考えさせられるんですが、内容を見ますと、500人分で、1人、500人分で月に4回、これを半年分って、これは半年間になっていますが、610円を月4回で、6か月で75歳以上ということで500人になるのかなと思っていますが、実際に1日に、ざっと計算をしてみますと、1日に66人が利用すると、全員500人の方が登録したら、実際、その場合のタクシー業者の確保は担保されているのか、この事業をすることにより、タクシー会社のほうとの連携が取れているのかということのをちょっと伺いたいと思います。

それから、178ページ、運動公園プール改修基本計画策定業務委託料、補正予算では1060万円の減額を成り、今回は350万で計上しておりますが、この減額の差異の根拠。

それから、アンケートを取ると言っておりますが、実際に求められたプールの、この業務委託の350万円のできるものなのかということのを伺います。これも副町長にお願いします。

それから、最後です。10款教育費、小学校費、中学校費、これ共に入学祝い金ですが、これも町長の町政運営方針とか町長の思いが詰まったもので、小学生に1人5万円の120人分、中学生に1人10万円、161人分となりますが、この支給方法を聞きますと、入学式の日現金で支給をするという話が出ております。この時代に現金で入学式に配るという意味がよく分かりません。そして、それを現金でやるということになっておりますが、町長がよく言うように、地域にお金を落とすという意味の中では、一部をチーカにする考えはなかったのか。

併せて、25年ぐらい前に、3年間だけやっぱり入学祝い金制度があったと伺いますが、これを継続的にやられる可能性があるのか、これも副町長に伺います。よろしくお願いします。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。

午前10時34分休憩

.....
午前10時40分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

○総務課長（小嶋 哲也君） 徳弘町議の御質疑にお答えします。

60ページの町政施行の記念日行事はどのようなものかということですが、町政施行の日記念行事は、2月の町政施行記念日に功労者等の表彰を行うなど、郷土愛を育むことを目的に記念行事を行うものです。表彰以外の詳細な行事については、またこれから検討することになっております。

以上です。

○財政課長（川崎 紀朗君） 先ほどありました公用車の関係をお答えいたします。

現行の一般の職員が使っているスバルのステラという車種があるんですけど、それが古くなりましたので、今回ちょっと後部座席がフルフラットになる、そしてまた荷物運びのできるトールタイプを考えております。

見積りとしては、ダイハツのタントで出している関係で、ちょっと高めなのかなという形でございます。

以上です。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの徳弘議員の御質問にお答えいたします。

高等学校就学支援金につきましては、1人当たり5,000円ということで、463名分を見込んで予算の計上をしているところでございます。

それと、自治公民館活動交付金につきましては、館長手当増額に至った経緯について、私のほうではちょっと存じ上げておりませんので、副町長のほうからお答えいただけるかと思っております。

以上です。

○副町長（河野 秀二君） 自治公民館の交付金について御説明いたします。

昨年の7月でしたか、自治公民館長さんたちからの要望がありまして、その中で、大きな項目として自治公民館の区割、特に中央、西が世帯が多過ぎるということで、区分けできないだろうかという要望がありました。結果的には、現時点ではもう困難だという回答をいたしました。

それから、手当につきましては、自治公民館のほうから具体的な金額が出されました。それを検討した結果、最終的に落ち着いたのが、自分たちでは館長の手当を決められないということで、各自治公民館長の手当を町のほうで決めてほしいという要望でありました。

結論から言いますと、中央が18万でしたか、それに合わせるということで御理解をいただきました。

それに加えて各役職員の方がいらっしゃいます。その役職員に、年間、各自治公民館100万円ですか、を手当を充てると、その中で割り振りをするという結論的に落ち着きました。

以上で報告を終わります。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 徳弘議員の質問にお答えいたします。

民生費、社会福祉費、社会福祉協議会補助金についてです。昨年度までは、この補助金の中の地域福祉事業費補助金というものが含まれていましたが、それについて110ページの基幹相談支援センター1500万円、こちらのほうに組み替えているのが一つ。それと、この社会福祉補助金の中に生活困窮者自立支援事業補助金というものも含まれておりましたが、これにつきましては、社協の生活福祉資金貸付けの事務処理報酬として、県の社協のほうから年間460万円報酬が下りるということになりましたので、その分が減額となっております。

以上です。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

まず、商工会経営振興費の補助金の減額についてですが、こちら一般質問でもございましたとおり、川南町商工会の運営費に当たる補助金ということで、当初予算編成の際に予算財源が不足しているということから、全体を精査して減額したというふうにしております。

また、その100万円とした根拠については、次年度繰越金が確認できた中で、できるだけ負担を少なくするということから半額以下としたところでございます。

続きまして、企業誘致支援業務委託料ということなのですが、こちらは今年度からの継続事業となりまして、株式会社あわえというところに委託をしております。内容といたしましては、地方進出を検討している企業とのマッチングイベントであったりとか、誘致戦略書等を地元の企業等にもヒアリングを行いまして、作っていきまして、本町の特性に合った企業を誘致するという内容になっております。

続きまして、地域活性化拠点施設の指定管理料ということなのですが、こちらは浄化槽の点検代であるとか、電気関係等の法定点検、そういったもの、施設の維持管理に必要な経費を計上してはございましたが、地域活性化拠点施設の開設から数年たちまして、電気代が上がっておったり、浄化層の維持点検料とかが上がっておりまして、現状に合わせて増額をしたところでございます。

以上でございます。

○建設課長（黒木 誠一君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

172ページの14節工事請負費4420万円ですけれども、例年町単独で要求しております町道修繕の補修箇所15か所分を約300万円と、補修工事緊急対応分が340万円、また、補修打ち替え工事については出水・清瀬線の打ち替え工事を行います。この分が2980万円でございます。

また、例年1路線ずつ未舗装道路の解消ということで、今回は通山小学校の南側にあります通山中線道路改良工事を行います。

緊急対応工事費の請負費のことについては、以前から道路幅が狭く危険であることで要望がありました。また、区画線が消えて危ないため、対応するものです。内容といたしましては予算書の170ページにございます緊急対応測量設計業務委託料800万円、これは二ツ橋・新橋線と南中須・東原線の設計業務委託分でございます。

172ページの緊急対応工事請負費4000万円の内訳は、二ツ橋新橋線の道路拡張工事と鬼ヶ久保・十文字線の区画線を更新するものでございます。

その7段下に緊急対応工事に伴う補償費をまた計上しております。

御質疑の3番目のスマートIC基本計画策定業務委託料ですけれども、スマートインターチェンジ基本計画策定業務、主に町での検討を行います。広域的検討といいます。スマートインターチェンジの必要性、周辺道路の現況、道路整備方針の確認等を行う委託料でございます。

続いて、高齢者タクシー利用助成補助金の732万円ですけれども、タクシー業界との協議ということですのでけれども、以前は乗り合いタクシーということで議員さん方からも御質疑を受けておりましたが、乗り合いタクシーについて繰り返しタクシー関連会社と協議を行い、今回の利用助成、チケットでの助成ということになりました。

75歳以上の高齢者へタクシーの料金、初乗り料金を助成し、今回は実証実験としその結果を見て、タクシー料金の今後の一部助成の対象や要件については再度検討することです。

続いてプールの、運動公園プール基本計画策定業務委託料350万円ですけれども、前年度、実施いたしましたプール基本計画を基に、プールの改修費がとても高額であったことを受け、本年度は川南小学校を夏休み期間開放してもらい、その間に運動公園のプールの必要性や規模等についてのアンケートを実施し、その結果を基に基本計画を策定する業務です。

アンケート方法についてはまだ未定ですが、専門のコンサルや教育課の意見を聞きながら、町民の要望を確認していきたいと思っております。

以上です。

○副町長（河野 秀二君） 建設課長の中で説明を補足いたします。スマートインターチェンジに関することなんですけれども、計画に約3年間必要ということでありまして、全国で申請して過去に駄目になった箇所はないというふうに国のほうから聞いております。

以上で終わります。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

教育費、小学校費、中学校費の入学祝い金についてですが、こちらのほうが、予算書のほうでは入学支援給付金となっております。

予算上の性質から、受け取るか受け取らないかという意味確認をちゃんとしないといけないということ、今、準備をしていたところなんですけど、そういうのが必要になってきて、現状で言いますと、当日現金での支給というのは非常に厳しい状況にはなっているところなんです。

今、鋭意、支給をどのような形でやるかというところを詰めて、来年度に向けてということで準備をしているところであります。

その他、地域通貨にする考えがなかったか、1年で終わる政策かについては私ではお答えできませんので、副町長にお願いしたいと思います。

○副町長（河野 秀二君） 入学祝い金をチーカでしたらよかったんじゃないかということでもよろしいんですか。

町長の考えは、やはり入学祝いとして、その時期に直接お渡しするのが一番保護者にとって喜ばれるんじゃないだろうかと基本的な考えは聞いております。それで、政策的には継続していきたいというふうに言われておりましたので、7年度も計上される予定です。

以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） 大変申し訳ありません。いろいろとたくさんありまして、皆様に御足労をかけております。

先ほど、私の発言の中で、タクシーの利用の中で、高齢者の足の確保というのを交通移動手段ということに書き換えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

町政施行というから、71周年をするのかなという考え方になるんです。これを町民表彰というのは、かねてから町長が言っておられたので、全然それを否定するつもりはないですが、様々な行事がっておりますので、そこに合わせてわざわざ予算化をしなくても、先日も生涯学習大会があったように、とてもいい講演だと聞いております。

その中で、たくさんの人を動員するためには、様々な行事を一緒に入れ込むと人が集まるのではないかなと思いますので、こういう場合に町民表彰をすると、もっと参加者も増えていくと思うので、この49万9000円をわざわざ上げて、町政施行の日の記念事業をするということになかなか違和感を覚えてしまっております。ぜひそれは、副町長の中でも、これは本当やらなきゃいけないというのが、町長の考えが本当あるのかという確認をお願いします。

それから、自治公民館活動交付金ですが、報酬、私も確認しました、様々に。自治公民館長手当は、最初は条例のほうでも定まっておりましたが、途中で変わり、各自治公民館に委ねると。会計年度職員の縛りもあることから、町が一旦予算を各自治公民館に振って、その積算基礎の中で館長手当、役員報酬があるけども、それはあくまで自治公民館で決めるということで、自治公民館の最終的な総会で決めるということになっておるかと思いますが、要望書の中に決めてほしいということを言われました。この決めてほしいという意味が、どういふことがあるのか、お分かりでしたらまたお聞きかせください。

単純に聞きますと、今は時給1,200円の計算で9時～4時という週5日の勤務の計算の中で、14万幾らかだったか、館長に、多分全てどこもそうだし、西においては週に2日ぐらい別の方を置いていることで減額になっております。もう既に各公民館で館長手当というのはきちんと決められているんですが、あえてそこを言う理由、決めてほしいという理由をちょっと伺いたいなと思っております。

これをちょっと逆算して、今、各役員の手当が100万上がるということを計算すると、中央地区に合わせるということで18万というものは館長から出たと、全員の館長からその要望が出たということで、これ様々な議論があるんですけども、やっぱりこれは必要だと、そういうので。やっぱりこれだけして、皆さんに負担をかけずに、役員さんの負担をかけずに自治公民館制度を推進していくんだという表れでよかったですでしょうか。

結局今、タウンミーティングで町長が、2年間かけて自治公民館制度を考えるというか、どうやってやったらいいのかを皆さんお聞かせくださいねと言っているんで、先に報酬を上げてしまうことのあまりメリットが見出せないのかなという気がするんで、ここは慎重に考えたほうがいいのかなと。

確かに全然、私もあれですけども、本当に役員さんの負担が大きいので、役員さんの報酬

を上げるのは全然やぶさかではないんですけども、やはりそこはきちんと町民の方たちが、自分たちは負担しないということで、だんだんそういう自治公民館離れ、振興班離れもあっているんで、本当に先に報酬を上げるということを、この3500万という金額、今まで10年間でもずっと推移がありましたけども、相当な金額が自治公民館に流れておりますが、実際は振興班が減っていくという現状もありますので、慎重にここは私はやるべきではないかなと思っております。そこのあたりを、副町長で思う考え方をぜひお聞かせ願いますでしょうか。

それから、企業誘致実現性、確かに川南、企業誘致しないというのもあるんですが、それがスマートインターと連携するんでしょうけども、この実現性がやっぱりあるものなのか。

先日、一般質問で副町長が、いろんな要望をするときに、いろんな要望をして、川南に企業誘致したいという思いは分かるんですけども、そこは実現性があるものなのかなということをお伺いします。

そして、スマートインターも併せてそうなんですけども、これは3年間で必ず、全国で申請したら駄目になっていないという非常にこの期待を持っていいものかどうか。スマートインターが、本来川南にとって必要かどうかというのがありますけども、これを委託料で2500万上げていくことで、住民の方が本当にスマートインターが必要だと思っているのかなというのちょっと考えます。

それから、運動公園、多大に、金額にしたら相当な金額になるから、そこをどの程度のプールにしようとしてアンケートを取るのか。住民のアンケートを取ったら、使う方で要らないという方もいれば、要る人たちはいろんな使い勝手のいいプールを求められますけども、そこあたりのプールの本当の必要性というものが本当にあるのかなと。

今年は、川小を開放するというので、それで本当になれば、本当にそれで済むし、逆に言えば、プールの土地をほかの活用もあるのかなと思うんですけども、本当にこれをやりたいんでしょうか、町営プールをしたいのか、これを副町長にお伺いします。

入学祝い金、今聞いたら、受け取るか受け取らないかを今聞いているから、入学には間に合わないかもしれないということは、ちょっとそこは分からないんですけども、聞き及びますと、やっぱり入学式の日職員が現金持つてするという形がちょっと理解できなかったんですけども、チーカ、地域に下ろすという町長の考え方はどこにも反映されていなかったのでしょうか。

それと、ちょっと聞き及びませんでした、ごめんなさい。予算でちょっと分からなかったんで、危機管理対策監を置くということだったんですが、予算はどこの部分に入っているのかだけお答え願いますでしょうか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 徳弘議員の御質疑にお答えします。

町政施行の日の記念行事ということですけども、やはり議員がおっしゃるとおり、人員確保というのが行事に関しては課題になってくるかと思っておりますので、アドバイスを受けましたとおり、他の行事とも組み合わせながら今後検討していきたいというふうに思っております。

予算的には最低限の予算を組んでいて、そういった検討をするための予算というふうに思っただけであればいいかなと思っております。

危機管理対策監に関しては、ちょっと確認してまた御返答したいと思います。

○副町長（河野 秀二君） 自治公民館の活動費の件ですけれど、やはり自治公民館長さんたちのされているお仕事というのは、目に見えない部分といいますか、裏方で非常にたくさんのお仕事をしなきゃいけないわけですね。後継者問題も不足しております、なかなか後継者をつくるにも話もできない。これは、おそらく何の役だって多分似てるんじゃないかと思うんですけど、そこで給料を上げればいいのかと、手当を上げればいいのかという話に捉えがちなんですけど、そこだけではなく、やはり自分の時間を潰して公共のために働いていただく、お世話をしていただく、そのあたりを十分考えてほしいということもありまして、話合いで中央の金額、中央の自治公民館長の手当に横並びすることで御理解をいただきました。

100万円については、徳弘議員さん、御理解できますと言われましたので、説明は省きますけど。

それから、スマートインターチェンジの件ですけど、これの波及効果というのをどこの自治体も狙っているんです。都市によって波及効果の大きさは違うかと思うんですけど、私が知っているのであれば都城、市ですから大きいんですけど、インターチェンジを受けられたところの工業団地が全て完売ということになっております。高速が鹿児島につながった影響もあるんでしょうけど、それともう一つは、新富が近場では造っておりますけど、あそこはちょっと規模が大きくて、20億から30億の間ぐらいだったと思います。

と言いますのも、ロータリーみたいな一般に言うスマートインターチェンジ、ぐるっと回っている。川南の場合はそれがもう既にできておりますので、今のPLATZ（ぷらっつ）の駐車場に取付けするだけと言いますか、それと前を通っている町道の路線の変更という絵になるのかなというふうに思っております。

可能性はと言いますと、先ほどお話ししましたように、私たちが入手している範囲では、国から聞いた案件では、全国で駄目になった案件はないと。それは当然宮崎市にある事務所ですけど、行ったときに、そういう案件も気になるものですから、私自身気になったので、特にその点は確認しましたら、そういう申請して駄目になった案件は今までありませんよと、あとは自治体の頑張りですねということのお話を受けましたので、今回、計画の予算を上げさせていただきました。

それから、運動公園のプールに関しましては、庁舎内の関係課に集まってお聞きいただきまして、やはりアンケートをすべきじゃないかと、そのあたりから見えてくるものをまた検討すべきだということで、アンケートの詳細についてはまだ決まっていませんけれど、住民の意見を取り込むということで計画をさせていただきました。

入学祝い金をチーカで考えなかったということなんですけど、先ほども言いましたように、

直接お渡ししてするのが一番お子さんにとってうれしいんじゃないかならうかと。ちょうど必要とするときに必要なものをお渡しするというのが一番ベストではないかということから、こういう選択をさせていただきました。

企業誘致につきましては、先ほど産業推進課長が申しましたように、受け手の会社と、最低3社は誘致してほしいということで、今はまだ途中経過ですので、細かい話もまだ聞いておりません。令和6年度になって活発になっていくんじゃないかというふうに思っております。

何か説明で足りなかったことがあったら、また御質問いただければ、またお答えします。

以上で終わります。

○総務課長（小嶋 哲也君） 徳弘議員の先ほどの危機管理対策監の給料はどこですかということで、2款の総務費になります。56ページです。2款1項1目の一般管理費ということで、56ページの一般職給料というのを、（38人）とあると思うんですが、1億4810万1000円、この中に含まれているということです。

以上です。（発言する者あり）はい、そうです。任期付職員ですので、金額の詳細ということですか。ちょっと調べてみないと、調べます。

○議員（徳弘 美津子君） 今の危機管理室って分からない。相当やっぱり町長もすごく思い入れがあって、とても、海上自衛隊の方を迎えすると。軽々な感じでお迎えはしてほしいなと思いますので、しっかりとそこは職員の皆様が考えていってほしいなと思っております。

いろいろありましたけども、館長報酬については、自分の時間を割いてということで、本来、自治公民館長が9時～4時でいることが本当はどうなのかと、公民館に誰か人が常駐しないといけないというのであれば、会計年度任用職員程度の時給で、今度は館長は館長手当、館長の職務としての館長報酬をするほうが、本来はどうしても9時～4時でするから、結局これだけの金額になる。逆に言えば、これの手当てのことで、館長さんが生計が成り立つでは、それはそれで頑張ってもらわないと。

だから、生計が成り立つのと、結局職務の重さ、結局館長って垂水にも行きましたけども、館長という方は大学の先生がやっていらして、それを事務方の方がいろいろ文書の配布とかかして2人体制でやっていたのを、記憶にあるんですけども、館長さんの責務をもう少し考えて、常駐するのではなくてという考え方もあっていいのかなと思って、議案質疑ではありますけども、やはり大きくここを修正をしていきながら、館長さんと役員さんで行事をみんな決めていくと、そのたびに費用弁償をきちっと出していくと。年額幾らの役員さん手当てではなくて、1回当たり。農協でしたら役員会は2,000円ぐらいとか聞いていますので、相当なりの活動したほど、来たほどにきちんと報酬を出すやり方にしたほうが、まだすっきりするのかなっていう気はします。

あとはもう、危機管理室も分かりましたので、すごくこの予算を見ると本当に微に入り細

に入りすぎく考えられた予算なんですけども、やはり皆さんが納得いって、ほかのことでもですけど、納得いった予算をしていただくといいのかなと。

入学祝い金も子供さんが喜ぶって、子供さんが5万円もらうんですか、小学1年生が、ではないと思うんです。たしか保護者の負担を軽減すると聞いたので、本来なら入学の準備の段階、ランドセルを買う段階、自転車を買う段階のときに支給をするべきで、もし来年度であれば、来年度もそうやって年度内に出せるような感じで予算を組んでいただくといいのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。支給の方法とか。聞きますと、町外の子供には出さないと言ったけども、そこも併せてお願いできますか、町外に通う。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時12分休憩

.....
午前11時22分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

入学祝い金、入学給付金についてですけど、まずちょっと前提でお話をさせていただくとあれなんですけど、新入生が町立の小中学校に入るかどうかというのが、結構3月末、それから4月頭ぐらい、ぎりぎりでの異動というのもあるところです。入学する児童生徒についていう定義をしたときには、なかなか事前に給付金をというのなかなか難しいところであり

ます。
その上で、今回申請して受け取るということを確認した上で、給付金を出すということを考えますと、本来予定しておりました入学式当日に現金での給付というのは、非常に手続的に厳しい状況になっているところです。

こちらのほう、制度設計を含めて準備をしっかりとしていって、来年度になって入学式までに振込の口座等を確認させていただいて、速やかに現金を振り込むという形で手続をしたというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。

午前11時24分休憩

.....
午前11時25分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

○副町長（河野 秀二君） 徳弘議員からありました自治公民館長の手当等につきましてですけど、再度自治公民館長さんたちと意見交換をしますのです、それで御理解いただければというふうに思います。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（米田 正直君） 議案第17号令和6年度川南町一般会計予算について質問をいたします。

72ページ、6目企画費の長期総合計画策定事業202万4000円についてお伺いします。

第6次長期総合計画の後期計画に当たるのか、そうであれば第6次長期総合計画を具体的に推し進めるものかどうかを確認したいと思います。

それから、146ページ、6款農林水産業費1項農業費6目畜産業費の川南産牛肉の消費拡大事業委託料500万円について、内容を具体的に教えていただきたいと思います。

それから、先ほど同僚議員から質問がありましたが、170ページ8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費の緊急対応測量設計等業務委託料800万円と緊急対応工事請負費4000万円についてお伺いしますが、緊急対応ということでありませうけれど、どれだけ緊急性があったのか。それから、測量設計業務委託と工事請負費が同時に予算化されているということはどういうことなのか、御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

当初は、この予算を計上する前は、町長の意向としまして、4年間の長期総合計画を改めてつくるという話だったんですけども、時間的に、アンケート等と基礎調査をした後にまた計画を練るとなると、少なくとも1年半程度要しますので、そこを御理解いただいた上で、現行、長期総合計画の見直しを図るところで、今回の予算計上となっておりますのでございます。

なので、第6次長期総合計画としてはそのまま動いていますが、中身の一部変更があるということでございます。

以上です。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

川南産牛肉の消費拡大事業委託料の具体的な内容ということでございましたが、この事業は、現在の物価高騰の影響で牛肉の消費が非常に落ちているということと、飼料高騰と合わせまして肥育農家の経営が圧迫されております。また、それによって繁殖農家の子牛価格の低下につながっているということから、地元産の牛肉等の振る舞いイベントを畜産農家であったりとか、JAの畜産部であったりとかと一緒にイベント等の開催を行いまして、地元産牛肉の消費拡大を図って、和牛農家の経営支援につなげるというような内容でございます。

以上でございます。

○建設課長（黒木 誠一君） 緊急対応工事関係につきましては、以前から町民の皆様から要望があり、道路幅が狭く危険であることで、より危険性が高いものから実施する予定でございます。区画線が消えて危ないため対応するものがございます。

内容といたしましては、予算書の170ページ、緊急対応測量設計業務委託料、それぞれ場

所が違いますが、二ツ橋・新橋線は新橋住宅の南側の道路になります。南中須・東原線は南中須住宅の南側の道路になります。これが設計業務分でございます。

172ページの緊急対応工事4000万円は、二ツ橋・新橋線の道路拡張、これは通学路にもなっております、この部分を道路拡張する工事でございます。この4000万円の中に鬼ヶ久保・十文字線の区画線等、その他の場所もございまして、主に鬼ヶ久保・十文字線の区画線が消えているということで、更新いたします。

7段下にある緊急対応工事に伴う補償費については、これらの工事に伴う補償費が発生いたしますので、その分の200万円を計上しております。

以上です。

○議員（米田 正直君） 長期総合計画につきましては、第6次長期総合計画を継続して、その中の見直しをしていくということで理解いたしました。

それから、農林水産業費の川南産牛肉の消費拡大であります、川南産牛肉というのは尾鈴農協でもそうですけれども、宮崎県でもそうですけど、宮崎牛、これをブランド化して消費拡大を進めておるところなんですけど、これは川南産牛肉というのは宮崎牛のことを指しておられますか。

それと、緊急対応測量関係と工事関係であります、これ同時に予算化されているということはどういうことですか。普通だったら測量設計をして、額が出てはじめて工事請負費の予算化がされると思うんですけれども、そこのところ説明をいただきたいと思います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

川南産というのが宮崎牛のことかということでございまして、こちらミヤチクさんとお話をいたしまして、川南の生産農家の肉を取れるということで、川南産の宮崎牛ということになろうかと思っております。

以上でございます。

○建設課長（黒木 誠一君） 測量業務と工事業務が同時という御質疑ですけれども、今回拡張を予定しております道路につきましては、主に拡張部分がほとんどが町有地ということになりまして、それほど難しく測量業務がないので、単年度で両方ともできるということでございます。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人君） 議案第17号令和6年度一般会計予算について質問いたします。

170ページ、道路維持費について、先ほどから質問等がありますが、緊急対応工事ということですが、この緊急性というものを私たちは今この予算の中でどう判断するかということがあるんですが、前段として、大体道路に関する要望というのは、町に対する要望の中でも多いかと思っております。それを、道路改良というのは、町道を大体単費で改良していくというのが、イメージとしては軽微なというようなところなんだろうけど、この予算規模、昨

年からすると7000万円ぐらいの増額になっていますかね。これを基金を繰り入れてやっているということに関してちょっと質問なんです、そこまでをして今年度にやらなくちゃいけないという工事だということで、私たちは認識してよろしいですか。それだけ緊急性が高いんだということでよろしいでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 緊急性につきましては、通学路等にもなっておりますので、なるだけ早く実施したいというふうに以前から考えておりました。

また町民からの要望リストが、通常からの工事請負費だけではなかなかはけ切れない部分もございます。なので、今回の緊急性からいうと、実施、緊急性を考慮して二ツ橋線や南中須・東原線の測量業務や鬼ヶ久保・十文字線の区画線については、消えて危ないなどの支障が出てきておりますので、やはり緊急性を持って対応したいと考えております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 緊急性という、通学路という、安全確保ということではやらなくちゃいけないというようなことで今回なったという御説明ですが、今回は、今まで緊急対応という言葉聞いたことがなくて、これを今回だけの時限的な措置、予算としてやるのか、それとも、今後こういった緊急対応工事、町が単費でやりますよというようなことが出てくるのか。私的には、この工事規模だったら、国庫補助とかを活用して新設改良でやるべき規模じゃないかなと思うんです。それを町が単費でやってしまうということに、今回のこの予算の中をちゃんと見たいなというものがあります。

というのが、財政が厳しいということが前回の私の一般質問の中でもある中で、100万円を減額したというようなこともあります。それでもやらなくちゃいけないぐらいの緊急性があるのかということをもう一回お聞きしたいのと。

それと別な予算にもちょっと飛びますけど、先ほど自治公民館の報酬ということで、これは館長報酬を町が決めてもらいたいという要望があったということなんです、実際、自治公民館に関する設置条例とか規則というのは町のほうにはなくて、自治公民館それぞれに要綱が定められて、自治公民館長の報酬というのは多分そこでどれだけ払うかと。基礎になる積算ベースはあると思うんですけど、そういったものがあって払われていると。

それで、そこだけ町が決めてほしいというのに、ちょっと違和感があるということなんです、何が言いたいかというと、この予算も、今言った館長報酬の予算も、しっかりとこれが職員、担当課だったりとかの職員の意見の積み上げで、最終的に職員の合意形成の下に予算化されているのかということをお聞きしたいんです。

すみません、質問がばらけてしまいましたけど、要するにそこまでの緊急対応ということでもやる工事なのか。財源が厳しい中でもやらざるを得ないのか。あと、来年度もこういった緊急対応という工事の名目でやるおつもりなのか。それと、こういった今回のこの予算、自治公民館の報酬にしても、しっかりと現場の声、そして、今町民の要望に対して公平性が担保されているのかどうかということです。そういったものも含めて、それだけの緊急性があ

るのかどうかと、しっかりと今の自治館長報酬にしても、職員としっかりとその合意形成の下に予算が上げられているものなのか。なかなかちょっとお答えしづらいのかもしれませんが、ちょっとそこをお答えいただきたいというふうに思います。

○建設課長(黒木 誠一君) 緊急対応工事の在り方ですけれども、建設課要望の中でずっと保留している案件は40項目ぐらいございます。たくさんの要望が町民から上がっておりまして、それを全部補助事業を、当てにしておりますという言い方は変ですけれども、探しておりますとなかなか町民の要望に対応することができません。

そこで、今回は予算査定時にいろいろ協議いたしまして、どうしても今まで町民からたまっている要望というか、危険箇所について、この中からどうしても緊急性があるものについてやろうということになりまして、それで実施するものでございます。

これから先のことについては、また執行部のほうで協議していきたいと思います。

以上です。

○副町長(河野 秀二君) 館長手当につきましては、当初事務局でいろいろ議論をしていただきまして、結論は出していただきましたが、その結果を館長会に諮りまして、厳しい意見が返ってきました。

それで、再度会を持ってほしいということで、町長、副町長、課長もだったかな、(発言する者あり)ごめんなさい、話をしまして、時間をもらいまして、自分たちの給与を決めるのに、役員会で自分の手当を仮に15万とか20万とかするって話ができないと、それは提案の仕方ですね、それを強く要望されたので、館長手当の分だけは中央に合わせることで御理解いただけませんかという流れでいきました。

それで答弁よろしいですか。まだ不足の点があれば言っていただけますか。よろしいですか、一度終わります。すいません。

○議員(中村 昭人君) 今、課長はいなかったよというお話だったんですけども、先ほどありましたけど、町長がいない中で、町政運営方針が示されない中でこの予算を審査するというのもなかなか、この予算という提案権は町長があるわけで、町長の思い、考えがない中で、なかなか私たちもこの予算の熱量というものを測りかねるところもあるので、実際に本当にこの予算が町民のものだと、町民のためになるものだというようなことを確認したいなというようなことです。町民のためということは、しっかりと担当職員たちと協議がなされてこの予算化に至っているのかというような質問の趣旨でございます。いま一度、そこは御答弁ができれば。

○副町長(河野 秀二君) 役員さんたちの思い、地区の活動並びに地域の活動を盛り上げていくために、やはり自分たちとしてはこんなことをやっているんだという自負感もかなりあるわけです。

しかし、先ほど質問がありましたように、地域の方にそういう話をしても通らない部分が多いんです。非常に苦勞していると、人集めに。じゃあ誰がそういうことをするのかと、役

員さんが言っても集まらないんだよと、そういう意見のやり取りも大分しました。やはり裏方の苦労があるんだろうなということが一番のネックになっていました、館長さんたち。手当を上げれば済むことかと、そういう問題じゃないんですけど。

だから、少しはそういう部分も含めて、全体の底上げをしてほしいという要望が基本的なことでありました。

先ほども言いましたように、まちづくり課で一定の方向を出していただいたんですけど、それは非常に厳しい回答でしたので、館長さんたちから見れば、町長の政治判断で考えたらどうかという声もありました。それは、もう最終的には町長が判断したことですから、ただ、行くまでには館長さんたちとの意見のやり取りはかなりしました。

以上で終わります。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（小嶋 貴子君） 議案第17号令和6年度川南町一般会計予算について質問します。

2款1項、66ページなんですけど、上から3行目、トイレ賃借料、これはどこのトイレで、何なのか教えていただきたいと思います。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。

午前11時47分休憩

.....
午前11時47分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

○財政課長（川崎 紀朗君） トイレ賃借料の5万円ということでしょうか。こちらにつきましては、番野地にプールがあるんですけれども、そちらがトイレがないということで、プールの使用期間における仮設のトイレの賃借料の代金ということになっております。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（乙津 弘子君） 議案第17号令和6年度一般会計予算についてお聞きします。

私、昨年6月の一般質問で、新聞全国紙の導入と図書費と教材費は別に書いてほしいという要望をしました。図書費については、別に書いてほしいというところは、10款2項小学校費、3項中学校費の198ページと204ページに記載されて、それを読んだんですが、小学校費の図書費、どちらも別に書いていただいてよかったなと思っております。

小学校の図書購入費が360万、中学校のほうが225万とあります。これは、私の在職中、学校司書の資格も取らされて、図書のほうの担当をよくしていたんですが、それからいくと5割増しという感じで、すげえなとちょっと思ったんです。この辺のいきさつ。

それから、もう一つ、新聞全国紙の導入はどこに書いているのか、これも教えていただけ

たらと思います。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、198ページ、図書購入費として今年度360万円を計上しております。こちらは、中学校も同様なんですけど、学校図書充実費用として、時限を3か年区切って学校図書の充実を図るということで、今回、大幅な予算増額をしているところでもあります。ちなみに小学校費、昨年度が5校合わせて97万8000円を360万円まで増額をしているところです。

こういうことをする背景になっているというのが、それぞれの学校の図書室の本が古くなっていて、時代に合わなくなったような本というののもいっぱいあるところです。蔵書数は確保されているんですけど、質がちょっと悪くなっているということで、今回目に見えて図書の本の入替えが分かるようにということで、増額をしてということで、図書費のほうを計上しております。

なぜこういうふうになったかということなんですけど、川南町教育委員会では、児童生徒の読解力の向上というのを目指してということでやっております。特に小学校なんですけど、図書室の前に1年間に読む本の目標などを貼って、精力的に読書のほうを進めていただいているところでもあります。そこにやはり投資をして、今後、成果があるようにということで、今回やっておるところでもあります。

それから、全国紙3誌をということなんですけど、こちらが中学校費の教育振興費の中で、消耗品費の中に入っております。

ただ、これは全部ごちゃ混ぜになっているわけではなくて、先ほど申しました図書の充実事業の中でということで、消耗品として確保して、全国紙のほうを各、両中学校の図書室のほうに備えおいて、いろいろ学習等に使っていただくということで考えております。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑は終わります。（「昼からしますか」と呼ぶ者あり）

午後の会議は1時15分からとします。

午前11時52分休憩

午後1時15分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

ほかに質疑はありませんか。

○議員（三原 明美君） 議案第17号令和6年度川南町一般会計予算、17と18ページの歳入です。

10款地方交付税、令和2年度から令和4年度までにかけて交付された普通交付税のうち約2億円が過大交付、令和6年度分で調整とありますが、これは川南町役場はたくさん頂いている、過大だなということは気づかれなかったのでしょうか。

○財政課長（川崎 紀朗君） 普通交付税の減額の経緯について詳しく御説明したいと思います。専門用語等出てきますが、御了承ください。

地方交付税のうち普通交付税については、基準財政需要額という地方公共団体の標準的な行政水準を維持するために必要な一般財源の額で、道路橋りょう費や社会福祉費などといった幾つかの行政項目ごとに測定単位に単位費用や補正係数を掛けて算出した額から、基準財政収入額という標準的な税の課税額の75%と地方譲与税等を合わせた額を差し引いて算出した交付基準額を基に、年度の途中である7月末ぐらいに国が交付決定を行います。

年度の途中で交付決定が行われるため、普通交付税の額の算定に用いられる各種数値については、それぞれ算定期日、日にち、どの時点で算定するかというのが設けられております。その期日以降に異動や錯誤などがあった数値を反映させる制度が設けられています。

宮崎県では、町村においては3年に1度、市においては2年に1度、宮崎県の市町村課が普通交付税検査を実施して交付基準額を再算定し、その結果を国へ報告して検査年度の翌年度に過去5年間の精算が行われる仕組みとなっています。

本町においては、令和5年10月に、令和2年度から令和4年度までの普通交付税を対象とした普通交付税検査が行われ、令和6年度の普通交付税でその精算が行われることとなっております。

今回、減額精算が生じる主な要因は、この検査対象期間中に基準財政収入額の算定に用いられた町税の当初課税額、例えば固定資産税であれば4月、軽自動車税であれば5月、個人町民税であれば6月等、最初の納付書が送ってくるタイミング、これが算定期日時点の課税額になるんですけど、ここから固定資産税における償却資産の申告期限後の申告や修正申告等により、年度途中での税額の増額変更や年度遡及課税等があったためです。

このようなことから、基準財政収入額が大きく上昇し、令和元年度から令和4年度までの交付基準額が、全部の合計で1億9496万8000円減額され、それを令和6年度の交付額から減額される見込みです。

今説明申し上げたとおり、単にもらい過ぎた分のお金の精算という形ですので、決してこれ、事務的なミスがあったからとかそういったことではなく、概算で頂いた部分の精算を行ったというものでありますので、こちらで説明とさせていただきます。

以上です。

○議員（三原 明美君） なかなか1回で聞いても分からないですけど、この2億円は払わなくてはいけないんですよね。払わなくてはいけないのは、6年度に全額戻すのか、それともこの3年間あれで戻すのか、これは分かりますか。

○財政課長（川崎 紀朗君） 先ほどちょっとお話ししました本来の税額よりも低い額、

税収が低い計算の基に行われた交付税、要するに2億円程度多くもらったので、2億円減りますよと。これについては6年度で精算されますので、当然6年度の交付額が今回の予算で20億円程度上がっていると思いますが、それはもう2億円程度マイナスした額で計上しておりますので、これをもって精算となるということでもあります。

以上です。

○議員（三原 明美君） もう一つ、79から80ページの2款総務費1項総務管理費9目14節の工事請負費、福祉センターサーバー室消火設備設置工事1375万ですが、これは、この福祉センターができるときには、なぜそのときにしなかったんでしょうか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 三原議員の御質疑にお答えします。

福祉センターサーバー室の消火栓の設置工事をなぜしなかったかということですが、実際サーバー機材が福祉センターのほうに設置されて、それから設計を行った関係で、当初のほうでは入っていないということになります。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第17号令和6年度川南町一般会計予算について質問します。

本来、予算は住民全体の予算であるべきなのでありますが、この予算の内容を見ると、町長とその同士とする議員や一部の住民が優遇されているくそ予算になっております。

それを裏づけるためにこの質疑をしますが、70ページの高等学校就学支援給付金であります。町長と仲よしの議員が、昨年で打ち切りになっとなって、執拗に再継続するように訴えておりましたが、それがのっております。

なぜかという、議運の審査の中で、町長の思いと質問をした議員の思いの予算が入っておるとか、お手盛りの予算もあるようなことを発言しておりましたので、黙れと言うたわけですが、これ見たら、本当にこれは、今回議員発議でされておりますが、プロポーザル方式で選ばれたTRCが失格になったわけですが、失格に協力した見返りの予算と思われませんがね。

それから、次から次から出てきますが、160ページ、商工会経営振興費補助金500万、100万円減額されたやつと、令和5年度に計上をされていた、今年計上をされていない商店街活性化委託事業1700万、昨年は計上されておりましたが、今年はゼロです。ゼロになっておりますが、これはPLATZ（ぷらっつ）で問題を起こした宮崎商工会会長に対するこれは報復予算になっておるのですか。こういうことをしよったら、これは職権濫用罪で訴えられますよ。

話を聞くと、副町長は暴言を受けたち一方的に言われますが、話によると火をつけたのは副町長のようにありますが、うちの組合長は暴言を吐いたようですが、うちの組合長は私の後輩であるから、私は常に言うとります。売られたけんかは必ず買えと、そうなったもんじゃないと思いますが、それを止めなかったからということで、商工会長に土下座をせえの何の、無理難題を押しつけとりますが、土下座をしなかった報復で100万円減額したとですか。

商工会については、昨年度コロナ感染症が5類に緩和されて、今年からはいよいよ町の工業の経済復興に力を、活動を活発化させんならんと、活動費を減額するということは、経済というものが分かっとつとですか、副町長。経済が分かっとれば、活動が激しくなれば、補助金を上げて応援するのが普通であります。財政が厳しいという判断であれば、経済が復興すれば100万円削るより多くの収入が財源が町に落ちてくると思いますが、そこ辺の計算ができんからでしょうか。

174ページ、びっくりしたっちゃけんど、何を血迷っとるのかと思っとるんですけど、スマートインターチェンジの基本計画策定業務委託2500万円が上がっております。歳入のほうを見とつと、国庫支出金あたりが歳入と入ってきとらんわけですから、多分これは町単事業で思うわけですが、利用はどのくらい見込めるとですか。通浜かいあっこまで行かんですけどね。都農、高鍋を5分か10分走れば間に合うから、何を考えてこういうものを設置するのかわかんんですけど、計画策定業務委託には2500万円ですけど、これを取り付けたり、取付け、道路も設置せなならんのですが、総事業費は幾らぐらいかかるとですか。

企業誘致の予算も入っているということですね。誘致した企業がどれだけこのスマートインターを利用するか、そういう先の見通しを立てて造る考えですか。造ったはええは、ETCですか、上げたり下げたりする。あの電気料も出っとなんかと思うとつとですが、それもプロポーザルの失格に賛成した議員が、一生懸命スマートインターチェンジの設置の質問をしようたが、それは見返りですか。

それから、公民館長の報酬の増額、副町長は物すごく激務じゃと言いつたんですけど、私はこれを、公民館長の報酬を上げる前に、スズメの涙くらいしか報酬を頂かないですよ、民生委員の方の報酬を上げたほうが、ずっと人間的じゃないかなっと思うわけですが、非人間的な人にこういうことを言っても分かんと思っておりますけど、土下座せえの何のと。江戸時代じゃないとですよ、今は。土下座せえと聞いたら、徳川、5代将軍綱吉が犬公方と言われましたが、あの人を思い出して、三大悪政だそうですが、生類憐れみの令は、あと2つは知らんけど、そういう人を思い出します。

それから、公民館長の報酬増額について、課長は反対し、蚊帳の外に置かれて、町長は勝手に決定したというようなことではあります。この予算を提案するには、課長の決裁印が必要と思いますが、町長の決裁印だけで、課長の決裁印が押されたとですか。ルール無用の川南町であれば、そういうこともなきにしもあらずであります。

一番副町長に答えてもらいたいのは、商工会の予算の100万の減額と170万の根拠は、報復なのか、職権濫用なのかを伺いたい。

それから、スマートインターチェンジの基本計画策定業務委託料の2500万について、課長、費用対効果が見込めるのですかを伺います。

それから、214ページの図書館文化ホールの指定管理料8250万が計上されておりますが、2月5日にフロンティア川南何がしという指名されたわけですが、臨時議会に可決するぐら

いじゃから急いどるのかなと思うたら、急いどる割にはまだ委託契約も結ばれとらんわけですが、4月、開館できますか。賛成議員の討論では、町に金が落ちて町に利益が出るっち、訳の分からんこと言いよったけど、私は、こういうもんは利用者の利益のほうが優先するべきであると思いますが、これは利用者が十分なサービスを受けんちことは、利用者の損になりませんか。

今日は、私の先輩であります川添さんが教育長代理で参っておりますが、こういうことをしよったら利益者の利益にならんと思いますが、こういう事業は、行政は住民福祉を目的としている仕事が多いわけですが、住民福祉に反する結果になっていませんか。教育長代理に伺います。

○副町長（河野 秀二君） 商工会の補助金の削減につきましては、先ほど産業推進課長が申し上げたとおりでございます。

それ以外の御質問が、ちょっと私、どれがどれかはっきり分からない点が多いものですから、申し訳ありません、お答えはありません。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

新しい指定管理者川南フロンティアネットワーク、こちらのほうとの契約、正式には基本協定になるんですけど、現在、協定を結ぶための準備をしているところです。実際に中身のほうを事務レベルで確認をして、早急に基本協定の締結を行う予定にしております。

それと4月開館が大丈夫かということですけど、指定管理者のほうも人員の募集をして4月開館に向けてということで、なかなか厳しい状況であるけど、鋭意努力していくということで回答を得ているところであります。

以上でございます。

○副町長（河野 秀二君） スマートインターチェンジの件は今から進めるわけですから、費用対効果なり事業費なりもろもろ、今ここで答弁できる内容のことはありません。

以上で終わります。

○議員（児玉 助壽君） 先を想定はせんっち言いよったか、そのとおり、これ、この2,500万も出して基本計画を策定するわけですから、総事業費ぐらい弾き出して、企業誘致して、どのくらい収入が上がって、費用対効果が上がるかぐらい出さんな、行き当たりばったりでつくってもらったら、税金を納める川南町民はたまったもんじゃない。

中学建設に反対すつときには100万かかって、税金が上がるのなんの言いよったけど、こういうやつなら何ぼ使うてん費用対効果がなくてもええちゅう答弁のように聞こえてなりませんが、商工会も何も理由が分からなんけど、財政状況が厳しいとか、そう言った割にはスマートインターチェンジの費用対効果も分からないような事業に2500万も出しますね。その金銭感覚が分かりませんが、こっちが分かりませんが、以上で質問を終わります。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○教育長職務代理人（川添 健一君） 児玉議員、私の意見が聞きたいということだった

んですか。質問終わりますと言われたんですが、言っているんですかね。（発言する者あり）

図書館文化センターの指定管理者の件ですけれども、2者あったんです。私、選考委員のメンバーだったわけです。7名のうちの1人ということだったんですけれども、当日、2つの会社のプレゼンテーションを20分ずつ聞いて、7名で点数を入れてということになったわけで、2つともすばらしい、計画的にはすばらしい内容だったんです。ですけれども、私は、最終的には3つのことから、もう断然今のところが、今やっただいていてところのほうがいいのではないかというふうに思っていました。

それで、教育委員会としては1位のところで町長のほうに上がっているわけです、教育委員会としては。それで、町長と副町長のほうが、自分たちの考え方で将来的な川南のことを考えて、2位のところを上げたいということで、2位のほうを提案されて、議会で通ったということですよ。

私がなぜ今やっというところのほうがいいんじゃないかと思っているのは、ここをずっとやってこられて非常に評判がいいわけです。いろんな方に、選定委員会がある前に、私はこう思っているけれどもというようなことで、何人かに聞いたんですけれども、今の図書館は非常にうまくされていますよと、評判がいいと、実績があるということです。数年前には、そういったことで表彰まで受けております。それが、うまくやっというところが一つ。

それから、新しく始めるところは、全く実績がないわけです。職員も決まっていない。今、新しい、自分たちが引き受ければ、今の図書館を運営しているスタッフの人たちを雇ってもいいですよというような形ですから、全く実績がないと、出来上がっていないということなんです。

最後にもう一つ、計画書をずっと見ていったときに、私は誰が館長になれるのかというのが非常に気になったんです。——さんという方なんです、以前川南の図書館の館長をされた方なんです、県庁のOBで。だけれども、そのとき5年間の任期だったのに4年で辞めていっというところが非常に気になって、ちょっと後でだれかれに聞いたんですけれども、やっぱり辞めた経緯です。実は、プレゼンテーションのときに、私は直接——さんが説明されていたときに、——さんは何で途中で辞められたんですかという質問をしたんですけれども、それには全く答えられなかったということです。

それはいいんですけれども、いろんな職場で、そこを、職場を動かしていくというのはやっぱり人なんです。だから、今の——さんという館長が、非常に職員に人望があって、職員がやる気があって、そして仕事を進めている。それに対して私は、悪いけれども、——さんという人物が、それがうまくできる人なんだろうかという心配をちょっとしたもんだから、そういった意味で、私は今やっというところにやっただきたいというふうに思っていたんです。

新聞等でちょっと出ましたけれども、副町長が、7名全員にちゃんと同意を取って、サインをもらったとかということなんでしょうけれども、実は私のところに見えたのは4日なんです。同意してくださいとか、サインしてくださいとか、そういったことではなかったんです。ただ失格要件がこれこれだからという説明をされました。

だけれども、それは、私は、書いてあるか知らんけれども、必要ない細かい事柄。物すごく細かい算定基準です。しかもそれは、今のTRCがやっている川南の図書館が、ある程度の数字を出さないと、できない資料ではないかと、私はそんなふうに思いました。

だから、議会というのがいかに重いかというのは分かります。分かりますけれども、私としてはそんなふうに思っているということです。

○議員（児玉 助壽君） 終わるつもりでありましたけど、丁寧な答弁をいただきましたので、発言させてもらいます。

さすが僕の先輩であられますが、やっぱり利用者の利益が第一ですから、行政は、住民福祉を第一に考えて決定されたと思っております。

私が一番頭にきたのは、委員の一人の方が、今度も公民館長費増額という見返りを頂いた方が、臨時議会の前の日ですか、川南町に金が落ちて、初めての人を育てるためには、今度の案に賛成してくれって言われたけど私は断りました。委員会の委員の方の資質を問うようなことはでけん。そういう住民の、利用者の利益を優先的に考えておられたことを思うと、私の判断が間違っていないということを改めて確認したところであります。どうも丁寧な答弁ありがとうございます。

○議員（中瀬 修君） 令和6年度川南町一般会計予算、議案第17号です。こちらの10款12節、204ページになりますが、教育費、中学校費のことで再度確認をさせていただきたいと思えます。

990万円計上されている内容をまずお尋ねしたいと思えます。こちらのほうは、住民へのアンケート等も入っているというような感じで私の耳には入っていたかと思うんですけど、この予算を計上するに至った根拠というところも、よければお知らせください。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

204ページの中学校統合基本計画策定業務委託料についての御質問でよろしいですか。

こちらのほうが、中学校を既存の中学校で統合した場合どのような費用がかかるのか、それと先ほど議員がおっしゃいましたように、皆様がどのようにお考えかというアンケートを実施した上で、その議論をするための材料となる資料を作成するというのが主な目的ということでやっております。

こちらの予算に関しましては、令和5年度に債務負担行為を取りまして、既に発注をしているところであります。実際の作業となりますと、年度をまたいで、実際の成果が上がってくるというのが令和6年度になるということで、今回、新年度予算で上げさせていただいております。アンケートのほうは実施する予定にしております。

以上でございます。

○議員（中瀬 修君） アンケートの時期に関して、もしある程度のめどが立っているようでしたら、進捗状況と申しますか、そちらのほうもお願いいたします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

アンケートの時期ですけど、まだ明確にいつというのは決まっておりません。

現在の進捗状況ですけど、業者さんに委託していろんなデータを整理するというのもあるんですけど、片一方のほうで、長宗我部教育長を中心にとということで、地域で意見を聞く会ということで、そんな説明会みたいな大きい人数ではないんですけど、ちょっと対話ができる範囲ぐらいの人数で、地域を回っているところでもあります。現在、多賀地区、それから山本地区で意見交換ができています。

今後、そのほかの地域についても意見交換して行って、なぜこれをやっているかということなんですけど、実際アンケートというのはどういうことを聞いたほうがいいのかとか、そういうのも含めて、住民の方々とか保護者の方々の意見を聞きながら方向性を定めて、業務に生かしていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議員（中瀬 修君） 今の説明で、ある程度今後の道筋というところに理解はしていこうと思っておりますが、やはり若い保護者の子育てをしているターゲットに重きを得たものというところで、検討してもらいたいと思います。

もう一点お尋ねします。今度は、同じ議案第17号令和6年度川南町一般会計予算の41ページ、2ページ、15款県支出金の中の都市計画費委託金、九州自然歩道管理委託金というところの内容をお願いしたいと思いますが、実は、私が生まれた実家というのが、青鹿ダム付近の椎原地区というところになるんですが、そこは九州自然遊歩道が通っている場所でもあります。小さい頃にそこをスタートして、名貫川上流の矢研の滝まで歩いて往復した記憶があります。

当時はすばらしい自然遊歩道で、本当に癒される状況であったんですけど、やっぱり時がたつにつれて、青鹿ダム周辺でも、もう既に壊れている場所、遊歩道として活用できないような状況、それからけもの道、それから本当にどこがどうなっているというのが分からないという中で、この19万8000円でよろしいですか。この委託金で、どこをどう整備していくのかというと、これは環境省と関わりがあるのかなと思っているんですが、どのエリアをどういうふうに、てこ入れっていいですか、この委託金の活用をするのかをお聞きして、質問を終わります。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

九州自然歩道管理委託金ということなんですけど、こちらについては九州自然歩道自体が、舗装されている部分であったり、されていない部分であったり等、いろいろございます。その中で、主には草刈りをシルバーのほうに委託して行っていただいております。

その距離に関しては4.6キロというふうになっておりますが、先ほど述べたように、舗装されている部分とかされていない部分も含めて九州自然歩道となっているので、全体で整備をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 142ページの農林水産業費の経営開始資金補助金1500万円ですが、これは何人に対しての補助金なのか。

その次の経営発展支援事業補助金2625万円も、農業経営を開始する認定新規就農者を対象にするって書いてありますが、何人の事業なのか教えてください。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

まず最初に、経営開始資金補助金ということで、1500万でございます。こちらは、令和4年度から新たに農業経営を開始する認定新規就農者を対象に国が支援を行うものでございます。今予定しておるのが、交付開始1年目の方が、単身が2人で夫婦が2組、交付開始2年目の方が、単身がお一人で夫婦が1組、交付開始3年目の方が、単身が1人、夫婦が1組となっております。

続きまして、経営発展支援事業補助金というのが2625万円ございますが、こちらも令和4年度からの国と県が、国が2分の1、県が4分の1支援を行うもので、こちらは設備投資に対する補助金になっております。現在予定しておりますのが、単身の方が2人、夫婦が2組、あと親元就労の方を1人想定しております。

ただし、こちら、実際にはいらっしゃらない場合もございますので、この予算を全て使うということではございません。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） ありがとうございます。

それから、次の144ページの新規就農者用ハウス整備補助金がありますが、これも何人なのか伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

新規就農者用ハウス整備補助金は、その次でございます農山漁村振興交付金と連動しております。トレーニングハウスの研修生が研修を終了して、就農する際のハウスを整備するものでございます。

こちらは何人が対象かと言われますと、夫婦が2組、あと単身者がお二人。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（荻原 敏朗君） 3点ほどお伺いしたいと思います。議案第17号令和6年度川南町一般会計予算について伺います。

まず、134ページ、4款2項2目塵芥収集業務委託料です。5500万ちょっと計上してあり

ますけど、以前は盛んに言われたんですけど、今回も4R推進協議会負担金というのを組んでありますけど、少しでも4R運動推進していただいて、この委託料減に、圧縮に御努力いただけたらと思いますし、今どんなことを取り組んでらっしゃるかお伺いします。

次が、144ページです。6款1項3目農業振興費、農道改良工事2000万ちょっと計上してあります。この場所はどこでしょうか。

それと、結構住民の方から、町道も含めて農道についてもいろいろ御意見いただくわけですけど、いろいろ調査されて積極的に、予算がもちろん伴うことは致し方ありませんけど、積極的に調査されて、改良・改修をやっていただけたらと思います。

次が、176ページです。8款3項3目都市公園費、野球場整備委託料、今回初めてじゃないかと思うんですけど、93万2000円ですけど、どこに何を委託されるお考えなのかお伺いします。

○環境課長（河野 英樹君） 蓑原議員の御質疑にお答えいたします。

134ページの委託料5504万8000円の額の低減等を推進するためにも、136ページにあります宮崎県4R推進強化負担金等、このようなところでの活動を頑張ってもらいたいというようなことかと把握したところがございますが、西都児湯の市町村におきましても、4R推進協議会がございます。ここで定期的に担当者含め活動を行っておりまして、最近でいきますと、コロナでずっと開催を見送っておりました西都のクリーンセンターで、廃棄物の捨てられていたけれども、再利用、修復して競売みたいな入札方法で、家具とか机とかゴルフのクラブであったり、そういうものの販売、抽せん会などを昨年、たしか、すいません、11月か12月かだったと思うんですけども、そういうものの開催を行い、住民の方々に対しても啓発活動を行っております。今後もそのようなことに尽力して、ごみの減量化を図っていきたいというふうに思っております。

今、1月末現在でしかありませんが、対前年比のごみの排出量につきましては、対前年比をトータルでいうと、下回っているような状態でございますので、このように今後も頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

農道改良工事の場所ということだったんですが、こちらは先ほど説明いたしましたトレーニングハウスの整備に係る農山漁村振興交付金、こちらが令和4年から6年で計画をしております。その際に、農道整備も必要ということでメニューに組み入れられているものでございまして、場所といたしましては、令和4年に整備されたハウスの入り口の道路、あともう1か所が、今現在、令和5年途中で整備しているハウスの入り口の道路、その2か所になっております。

以上でございます。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

176ページ、野球場整備委託料が新規でということなんですけど、こちらのほうが、今まで野球場の整備を行ってきた費用を同様にということで上げております。当初は、再整備が終わりましたので、もう少し大きい予算で要望していたところなんですけど、まだ出来上がったばかりで、そこまで必要ないだろうということで、落ち着いたところが従前からやっております規模の整備ということで、委託料のほうを計上しているところであります。

以上です。

○議員(荻原 敏朗君) 塵芥と農道の件については分かりました。

野球場の整備委託料、何をさせていただくようなお考えなんでしょうか。

○教育課長(三好 益夫君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

委託で何をやるかということなんですけど、主に芝生の手入れとか、グラウンドの手入れとか、そういったことになります。

以上でございます。

○議員(荻原 敏朗君) 陸上競技場のほうも含めてですけど、現在委託されているところは、本当によくやっていただいております。以前は、本当、野球場も含めて伸び放題でした。私も、まだ役場に勤めているのかと思っていらっしゃるのかどうか、私も苦情を受けていた、言われていたことが度々ありましたけど、今は全く、むしろ私を褒められるぐらいで、私がやっているわけじゃないのに、ぜひ良好な管理、利用者に喜ばれるように、また引き続きお願いします。

終わります。

○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(河野 浩一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(河野 浩一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時12分休憩

.....

午後2時22分再開

○議長(河野 浩一君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第13「議案第18号令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第14「議案第19号令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第15「議案第20号令和6年度川南町介護認定審査会特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第16「議案第21号令和6年度川南町介護保険特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第17「議案第22号令和6年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第18「議案第23号令和6年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第19「議案第24号令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第20「議案第25号令和6年度川南町水道事業会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は文教産業常任

委員会に付託します。

日程第21「議案第26号令和6年度川南町下水道事業会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野 浩一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は文教産業常任委員会に付託します。

暫時休憩します。

午後2時30分休憩

.....

午後2時30分再開

○議長(河野 浩一君) 会議を再開します。

ここで、日程についてお諮りします。ただいま中瀬修君ほか5名から、川南町文化ホール・図書館複合施設の指定管理の指定につき、地方自治法第100条による事務の調査をするための特別委員会を設置する決議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

念のため申し上げます。起立しない方は否とみなします。

この決議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔 起立多数 〕

○議長(河野 浩一君) 起立多数であります。したがって、川南町文化ホール・図書館複合施設の指定管理の指定につき、地方自治法第100条による事務の調査をするための特別委員会を設置する決議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは可決されました。

しばらく休憩します。

午後2時32分休憩

.....

午後2時33分再開

○議長(河野 浩一君) 会議を再開します。

追加日程第1「発議第1号川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理の指定につき、地方自治法第100条による事務の調査をするための特別委員会を設置する決議案」を議題とし

ます。

提出者からの説明を求めます。

○議員（中瀬 修君） このたび、発議第1号川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理の指定につき、地方自治法第100条による事務の調査をするための特別委員会を設置する決議案について説明を申し上げます。

1、調査事項。

本議会は、地方自治法第100条第1項の規定により、次の事項について調査するものとする。（1）株式会社図書館流通センターの失格通知における虚偽公文書作成について。（2）令和6年2月臨時議会本会議及び全員協議会における虚偽答弁に関する事。（3）川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理の指定に関する刑法違反について。

2、特別委員会の設置。

本調査は、地方自治法第109条及び委員会規則第5条の規定により、委員6人からなる川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理の指定に関する調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3、調査権限。

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記委員会に委任する。

4、調査期限。

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで調査を行うことができる。

5、調査経費。

本調査に要する経費は、令和6年度においては100万円以内とする。

以上、決議とします。

まず、百条委員会とは、都道府県及び市町村の事務に関する調査権を規定した地方自治法第100条により、議会の議決によって設置される特別委員会であり、普通地方公共団体の事務に関する調査をするために設置される、より強い調査権限を持った委員会であります。

百条調査権には、出頭もしくは資料提出拒否に対し、禁錮刑を含む罰則（同条第3項）が定められており、国会の国政調査権（日本国憲法第62条）と同じ性格を持っています。

百条調査権の目的は、警察の捜査とは目的を異に、すなわち、警察の捜査目的は、一般的に犯罪が発生した場合、犯人を検挙することを目的としていることに対し、百条調査の目的は、地方公共団体の事務に関わる範囲で起こった不祥事等に対し、当該不祥事件等が発生するに当たっての原因として、当該団体の組織や人事管理に問題がなかったのかを調べます。不祥事件等が起こった背景はどのようなものであるか、事務の執行が適正に行われていたのかを調査します。そして、今後どのようにすれば、このような不祥事件等が起らないような体制を築くことができるのか、つまり、当該団体として当該事件等の発生防止をするには、どのようにすればよいのか調査することを目的としているのが、この百条委員会です。

2月、臨時議会本会議及び同全員協議会、今定例議会一般質問において、川南町文化ホール図書館複合施設指定管理者選定における一連の手続について、副町長、教育長の答弁には、理解するにしがたい内容の行動や発言があったのは記憶に新しいものと思います。さきの宮崎日日新聞にも、この件に関しては記事として取り上げられており、町民に不安感と不信感を与える議案が提出され、町長が同志と認める議員多数により議決されました。賛成に回った同僚議員は、事務手続の不正を認めたわけではないと信じたいですが、この採決には私も到底納得ができるものではありません。もしお互いの正義を主張するのであれば、自分たち議員のみならず、町民のなぜという疑問を払拭するためにも、調査委員会を設置する発議案に賛同いただき、共に精査していこうではありませんか。住民福祉を最優先に考え、住民の利益となる調査を共に行っていきましょう。

本発議案への賛同を求めながら、発議案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（河野 浩一君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。失礼しました。これから発議第1号川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理の指定につき、地方自治法第100条による事務の調査をするための特別委員会を設置する決議案について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（菱原 敏朗君） 今回の発議に反対の立場で討論を行います。

今回、地方自治法第100条に基づき委員会を設けようという提案ですが、いたずらに対立や不安をあおり、町や議会を二分させようとしているとしか思えません。

さきの一般質問においても、ひたすら副町長、教育長を責め、とても建設的な質問とは思えませんでした。極めつけは教育長の陳情出張をあたかも個人的あるいは政治的なものと指摘されましたが、私には荒唐無稽なためにする質問としか思えませんでした。

陳情活動は、各自治体が競って困難な抱える課題や予算獲得のために解決を探るために行っています。現政権与党は自民党・公明党ですが、仮に他の政党が政権を取れば同じようなことを執行部はやらなくてはなりません。早く本来の是々非々の姿を取り戻すためには、混乱を招くことから脱却すべきではないでしょうか。

以上を訴えて私の反対討論といたします。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（米田 正直君） 発議第1号川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理の指定につき、地方自治法第100条による事務の調査をするための特別委員会を設置する決議案に賛成の立場で討論を行います。

令和6年2月の臨時議会において議決された川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理

者は、プロポーザルにて選定委員会で審査され、第一候補者であった株式会社図書館流通センターではなく、次点であった川南フロンティアネットワークが提案され、議決されたものであります。

なぜ、プロポーザルの結果に従わなかった理由として、書類不備であり失格となったとあります。失格理由が曖昧で事実と異なっていること等、不審でいっぱいあります。なぜ、町長は、このような疑惑を招くような提案をされたのか甚だ疑問であります。町民にも不審を抱かせています。議会としても、事実でない失格理由を根拠に、議決した責任があります。ので、地方自治法に基づく事務の調査をすることに賛成であります。議員全員の賛成をお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（中村 昭人君） 発議第1号の特別委員会を設置する決議案について、賛成の立場で討論を行います。

趣旨説明でもありましたように、今回の川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者選定においては、不正と言わざるを得ない手続きが行われ、行政の信頼が大きく失墜する結果をもたらしています。

また、審査委員長として審査に大きく関わった副町長及び教育長の一般質問での答弁は誠意を欠くもので審査結果を覆したこと、虚偽の公文書作成を行ったことの重大さを理解しているのでしょうか。

さきの新聞報道でもありましたが、公文書偽造を行った延岡市役所の職員は懲戒処分を受けています。それだけ公文書の取扱いは重いものなのです。

よって、この真相を究明するためには、関係者の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができるとする、議会に与えられた権力である特別委員会を設置すべきとの考えですので、皆様の賛同をお願いして、討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（乙津 弘子君） 今の議員さんがおっしゃった、3月6日、宮日のトップ記事は、延岡の公文書偽造でした。それで、私はその日に公文書偽造にされてしまいそうだということ一般質問で言いました。グッドタイミングというか、何というか。だから、もちろん翌日、川南町の議会で、一般質問で、公文書偽造未遂という記事が載るだろうと思っていましたが一切載りません。議会があったことすら載っていません。翌日もなかったです。びっくりしました。すごい新聞だなと。新聞をとにかく言ってもしょうがないのか、とにかく恥ずかしいことに、延岡市役所の市長さんは、会見をして謝っておられました。すごいことをしたんですよ、私たちの町の議会は。私はそれをストップして、そのことに自負があります。

それで、この調査事項を見たときにびっくりしたんです。1番、株式会社図書館流通セン

ターの失格通知における虚偽公文書作成。これね、公文書偽造という言葉なんですよ。これを出したのは、見たのは、私が一般質問で言うてからすぐに、翌日かその日に出たような気がします。議運に。びっくりしました。

そして翌日、もちろん提出者は中瀬議員お一人でしたが、翌日、賛成者、徳弘さんの名前が入っている。びっくりしました。よく言えたな、よく書いたなと思います。まだ、熱々のときですよ。反省の真っさだなかにおらないかんときですよ。よくこんなところに書きましたね。

私は前から言っているように、公文書偽造だとは思っていません。でも、委員会のその後の動きについて、私は、このような副議長、私に頼んだときは多分議長だったと思います。これをぶっちゃけて言いますと。議長の立場で私に頼んだんです。20日の日か21日か何日間か彼女は議長だった。この町の民主主義を守る旗頭のはずですよ。それが私に頼んだんですよ。そして、この中にぬけぬけと入っているじゃないですか。こんなの信じられませんよ。皆さん思い出してくださいよ。

私はね、本当にこんなことを言って、一般質問で言って、この町の恥をさらすんかと、前日寝られなかったんですよ。重いことなんですよ。こんなに気軽につて言ったら怒られるか。こんなに出して名前をつらつら並べていいのですか。はい、これが私の反対討論です。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子君） 発議第1号川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理の指定につき、地方自治法第100条による事務の調査をするための特別委員会を設置する決議案について、賛成の立場で討論いたします。

先ほどの反対討論の同僚議員のお言葉、確かに受け止めました。私は正式な手続を踏んで修正をしていただこうと思っておりましたが、もうその感覚の違いがあるのかなと思います。私は当時は議長ではありませんでした。

では、賛成討論いたします。

今回、この条例を出されたことは、川南町議会初めてのことでないかと推察いたします。それだけ川南町文化ホール図書館複合施設の指定については疑義が生じております。決定したことについて議決されましたが、今回の決定に至るまでの疑いは明確にすべきと思ひ、調査することを願っています。

臨時議会で賛成討論された議員各位も、本来の決定によって可決したことを問われるものでもないと思います。この件については、全ての住民に議会で議決したことがどうであったかと説明責任があると思います。同僚議員が、これは不正ではない、手違いだと言われました。手違いを認める議会でするのいいのでしょうか。町の会計などを監査する立場の同僚議員もいらっしやいます。これが否決になるようであれば、職員は監査に対して不信任を持たれるとは考えられませんか。本当にこの決定は間違いなかったのか証明してくれませんか。

先ほどの議案質疑での教育長職務代理の回答が全てであります。各議員の皆様、ここでち

ちゃんと向き合いましょう。私たちは、手を挙げて議員になれているわけではありません。一人一人の住民の思いをくむことが重要ではないでしょうか。まずは百条委員会を立ち上げて、住民の皆様に対して議会として答えるべきだと考えています。

以上、賛成討論といたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（田中 宏政君） 発議第1号川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理の指定につき、地方自治法第100条による事務の調査をするための特別委員会を設置する決議案に、反対の立場で討論をします。

まず、調査事項1番の株式会社図書館流通センターの失格通知における虚偽公文書作成についてという点ですけれども、失格通知における虚偽公文書作成についてというところなので、失格通知なので、全員の賛成でも、2人が反対し、5人の賛成でも関係なく、失格通知には全く関係ない、意味がないことだと考えられます。

そもそも選定委員の同意が必要ではなかったのではないのでしょうか。町側が失格を決定し、教育委員会に通知の文書をする事なので、業種の目的ではなく、単なる間違いに当たるのではないのでしょうか。また、故意の有無に関しても、副町長の答弁では故意ではなかったと私は感じました。これ以上、川南町民を混乱させる必要性がない。議会の議決を得ていることを踏まえ、反対といたします。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理の指定につき、地方自治法第100条による事務の調査をするための特別委員会を設置する決議案に、賛成の立場に立って討論いたします。

今、反対議員の方が対立、対立を、訳の分からんこと言いましたが、対立じゃないでしょう。自分の正義を通すために立ち上げたわけです。先ほどでも、教育長代理が答弁されたとおり、いろいろ選定要項に基づいて、おのおの点数をつけて、結果として、TRCが1位に決定したわけです。これを失格にするということは、この乙津議員が言う、先ほど、おとしめる、おとしめるちゅ言われましたが、これは審査員の信用をおとしめることになるわけですよ。そういうことをしてええとか思いますよ。やっぱこれは選定委員の正義を守るための決議案でありますから、反対した議員の皆さん、自分たちがやったことが正しいと思うなら、逃げずに百条調査委員会を設置して調査してもらえばいいことであって、なぜ逃げる必要があるのでしょうか。

以上を申し上げて賛成討論を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 原案に賛成者の発言を許します。

○議員（小嶋 貴子君） 発議第1号に賛成の立場から討議をします。

今回の川南町文化ホール図書館複合施設指定管理者選定は、初めから指定管理業者は決められ、その方向に進められてきたのではないかと。また、この選定が誰から見ても公正・フェアに行われていたのか、一部の関係者によって意図的に誘導されていたのではないかと、疑問でいっぱいです。これは、正当だと考える議員にとっても、不正だと考える議員にとっても、この特別委員会で、その流れやその時の状況など、はっきりさせるためにも、納得するためにも必要だと考えます。犯人探しではなく、なぜこのような混乱を招いたか、その流れや原因をはっきりさせるためにも特別委員会が必要だと考えます。同僚議員の同意を求め、賛成討論とします。終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで討論を終わります。

これから、発議第1号川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理の指定につき、地方自治法第100条による事務の調査をするための特別委員会を設置する決議案について採決します。

この採決は、起立によって行います。

念のため申し上げます。起立しない方は否とみなします。

この決議案のとおり、決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成、反対同数〕

○議長（河野 浩一君） 以上のとおり賛成・反対が同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長は本件に対して採決します。

川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理の指定につき、地方自治法第100条による事務の調査をするための特別委員会を設置する決議案は、議長は否決と採決します。

ここでお諮りします。来週19日の本会議につきましては、午後1時30分開会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。

来週19日の本会議につきましては、午後1時30分開会といたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後3時07分開会